

## 市民の考える届出対象行為とその行為規制の方針 —大分県佐伯市景観計画策定に関する研究その2—

準会員 寺尾勇\*1 正会員 姫野由香\*2 同 西悠太\*3  
同 林孝茂\*3 同 濱田菜波\*3 準会員 藤田晃亙\*1

7.都市計画—6.景観と都市デザイン  
景観計画・景観整備 景観管理・まちなみ

### 1 序論

#### 研究の背景と目的

平成16年に景観法が成立してから現在<sup>注1)</sup>に至るまでに、713の景観行政団体により景観計画が策定され<sup>1)</sup>、地域特有の景観を保護する取り組みが行われている。

大分県佐伯市では、地区の特徴により「街・浦・里」の3種のエリアに分類され、それぞれに特徴的な町並みや豊かな自然、昔から続く生業などの景観が多く存在している。しかし、これら特徴的な景観を将来に向けて保全するための景観計画、またそれに伴う景観形成基準などは、現在は定められていない。

その1では大分県佐伯市城下町地区(街)、蒲江地区(浦)、宇目地区(里)のそれぞれ象徴的な景観とその景観要素を明らかにした。本稿その2では、これらを景観計画によって整備・保全していくための届出対象行為<sup>2)</sup>や、それを実現するための行為規制のあり方を調査結果から検討することを目的とする。

#### 2 研究方法

本稿その2では、佐伯市景観計画において必要となる届出対象行為の対象や、3つの対象地区に共通、またそれぞれの地区で特徴的な行為規制の方針についての意見を収集するため、市民を対象に、モニタージュ画像や広域地図を用いて景観ワークショップを行った。その後、得られた意見が届出対象行為のどの項目に該当するのかを集計し、景観計画策定に必要な届出対象行為、並びにその行為規制の方針を明らかにした。

### 3 届出対象行為

#### 3-1. 第2回景観ワークショップ概要

対象3地区で実施した第2回景観ワークショップの概要を表1に示す。

市民4~5人を1グループとした班を、城下町地区では5班、蒲江地区では2班、宇目地区では3班構成し、「重要な景観要素」と、これを保全するために必要な

「行為規制」について検討した。

城下町地区については、第1回景観WSで得られた特徴的な景観のうち3カ所(城山を見る景観、山際通りの景観、船頭町の景観)を対象とし、それぞれの景観画像に、懸念される開発行為(高層建築物や工作物、看板等)を合成したモニタージュ画像図1, 2)と、城下町地区の広域地図<sup>注2)</sup>を用いた。蒲江・宇目地区については広域地図<sup>注3)</sup>のみを用いた。ワークショップによって得られた成果図の例を図3, 4に示す。

表1 第2回景観ワークショップ概要表

第2回景観ワークショップ			
実施地区	城下町	蒲江	宇目
実施場所	三余館	蒲江市民公民館	宇目市民公民館
実施日時	11月23日(金)	9月11日(火)	9月13日(木)
参加人数	市民24名 大学生11名	市民7名 大学生5名	市民16名 大学生5名
内容	広域地図やモニタージュ画像を用いて、市民の意見を青(重要な景観要素)、赤(行為規制)、黄(その他提案など)の3色の付箋に分けて記入した。また、「重要な景観要素の付箋に対する「行為規制」の付箋を繋げて貼り付けた。		



図1, 2 城山を見る景観(左:モニタージュ前 右:モニタージュ後)

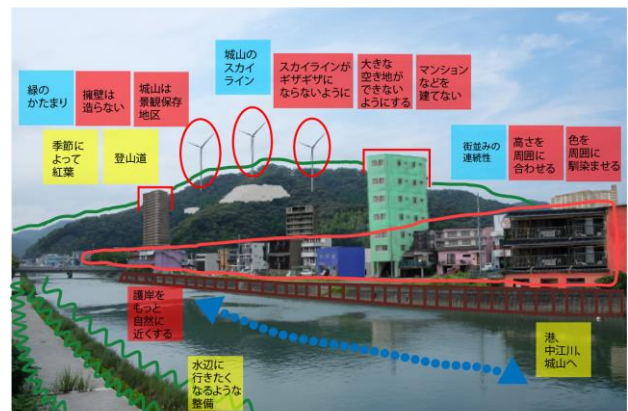


図3 城下町景観ワークショップ(城山)成果図

Acts of subject to notification and its behavior regulation the citizen think  
-A study on the formulation on landscape planning of Saiki City, Oita Prefecture Part 2-

TERAO Isamu, HIMENO Yuka, NISHI Yuta, HAYASHI Takashige, HAMADA Nanami, FUJITA Akinobu

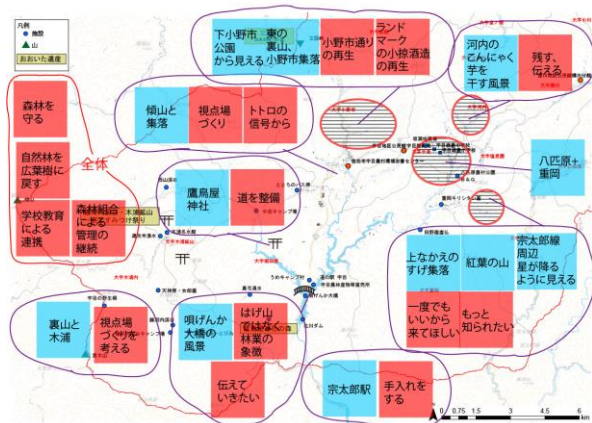


図4 宇目地区景観ワークショップ成果図

### 3-2. 必要となる届出対象行為の対象

景観ワークショップで得られた意見を表2に示す。

必須届出対象行為の3つの項目については、対象3地区で共通して意見が挙げられていることから、佐伯市全体で行為規制を考慮すべきであると考えられる。

選択届出対象行為については、②「木竹の植栽又は伐採」が、3つの対象地区で共通して意見が挙げており、必須届出対象行為と同じく、佐伯市全体で行為規制を考慮していくべきであると考えられる。

一方、①「土地の開墾」、④「土石や廃棄物の堆積」についての意見は、特定の地区で挙がっていたが、それぞれ1件、2件と少数の意見であった。具体的には「整地等を行わない」、「湾へのゴミや廃棄物の投棄」、「産業廃棄物処理場が地区内にある」といった意見であった。そのため、これらは主に意見が挙げられた地区において、検討が必要な対象であると考えられる。

### 3-3. 城下町地区市民による行為規制の提案

全体の意見のうち、最も多かったのは②「工作物の建設等」に対する提案で、25件中13件であった。次点は①「建築物の建築等」に対する提案で25件中5件であった。必須届出対象行為では②「工作物の建設等」に対する提案、選択届出対象行為では4件の②「木竹の植栽又は伐採」に対する提案が最も多く挙げられた。

①「建築物の建築等」では、建造物の高さや色彩についての意見が見られた。城山の画像に対しては、スカイラインを邪魔しない高さに制限するべきだという意見が挙げられた。また、船頭町の画像では古い建築物と高さを合わせるべきだという意見が挙げられた。

②「工作物の建設等」では、道路の舗装やブロック塀、電柱・電線の地中化等についての意見が挙げられた。山際通りの画像では、車道と歩道で舗装を分ける、通

行しやすい舗装を施すといった具体的な案について意見が挙げられた。船頭町の画像では、道路の舗装をアスファルトでないものにするという意見と、看板の色について規制をした方が良いという意見が挙げられた。

②「木竹の植栽又は伐採」では、城山からの景色を見えやすくするために樹木の剪定を行う必要があるという意見や、城山の緑を手入れすることで守りたいという意見が挙げられた。

城下町地区では、①「建築物の建築等」と②「工作物の建設等」に対する提案が総意見数の約7割を占めていた。このことから、城下町地区では建築物、工作物等の人工物に関する行為規制を重点的に検討するべきであると考えられる。

### 3-4. 蒲江地区市民による行為規制の提案

全体の意見のうち、最も多かったのは②「木竹の植栽または伐採」に対する提案で14件中5件であった。次点は①「建築物の建築等」に対する提案で、14件中3件であった。必須届出対象行為では①「建築物の建築等」に対する提案、選択届出対象行為では②「木竹の植栽または伐採」に対する提案が最も多く挙げられた。

①「建築物の建築等」では、蒲江振興局跡地に駐車場や公衆トイレを設けるといった意見や、建物の色を統一するべきという意見が挙げられた。また、漁具をまとめて置いておくことができる場所をつくった方が良いという意見も挙げられた。

②「木竹の植栽または伐採」では、蒲江浦の背景の緑や天然記念物の樹木を守る、深島の手入れされていない樹木を手入れするという意見が挙げられた。

蒲江地区では、「その他」に対する提案を除く総数11件のうち、②「木竹の植栽又は伐採」に対する提案が約4.5割と半数近く挙げられた。このことから、森林などに関する行為規制を重点的に検討するべきであると考えられる。

### 3-5. 宇目地区市民による行為規制の提案

全体の意見のうち、最も多かったのは②「木竹の植栽又は伐採」に対する提案で、30件中11件であった。次点は③「開発行為」に対する提案で、30件中6件であった。必須届出対象行為では③「開発行為」に対する提案、選択届出対象行為では②「木竹の植栽又は伐採」に対する提案が最も多く挙げられた。

②「木竹の植栽又は伐採」、③「開発行為」では、地

区内に存在する公園の樹木や杉等の人工林を、人が通行しやすいように整備する必要があるといった意見が挙がった。一方で、天然の樹木等がある自然林を保護

し、残していきたいという意見が挙がった。

宇目地区は9割以上の土地が杉等からなる森林に覆われており<sup>4)</sup>、市民は日常的に森林などの自然に関する

表2 対象3地区WS意見表

地区	景観	分類	意見	届出対象行為							その他										
				必須			選択														
				①	②	③	①	②	③	④		⑤	⑥	⑦							
城下町地区	城山	河川	番匠川の護岸に昔の石垣を残してほしい		○																
		建築物	建物は城山のスカイラインを邪魔しない高さに規制 目立たず、自然になじむ色に規制	○																	
		工作物	風力発電の風車の規制		○																
		山岳	城山等の山肌をそのまま残す 景観を損なわない程度の開発は可			○		○													
		森林	城山の緑を手入れし、守る 城山から見る景観を守るため、木や登山道を整備 石垣が見えるような木の剪定			○		○		○											
	山際通	建築物	歴史的建造物の空き家化への対策	○																	
		工作物	石畳の傷みに対する整備や、通行者への配慮を考慮した整備 ゴミ箱は出来るだけ置かず、置く場合は周辺の景観に合うデザインのものをつくる			(2)															
			電柱や電線の地中化 塀はブロック塀ではなく白壁で統一する			○		○													
		森林	桜並木の手入れをする																		
	船頭町	建築物	建物高さを昔の古い建物と同じ高さにする	○																	
		工作物	看板の色を規制 道路の舗装をアスファルトでないものに変更する		○		○														
			ブロック塀は作らない			○															
	町並み	空き地はたまり場として活用できる場所にしたい																		○	
	その他	建築物	シンボリックな建造物の屋根瓦を維持	○																	
		工作物	道路の仕上げや街灯の色を規制すべき 動線をつくるような道路整備を行うべき 菖蒲園付近の歩道を広げるべき			○		○		○											
<b>意見数(総数25票)</b>				<b>5</b>	<b>13</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>		
蒲江地区	海	波当津海岸の清掃を現在以上に重点的に行う 湾にゴミや廃棄物を捨てないように、罰則等を設ける																		○	
	河川	渓谷の滝を名所にしたい																		○	
	漁業	漁具をまとめる場所を設ける	○																		
	建築物	蒲江振興局跡地の使い道(駐車場や公衆トイレを設けたい) 浦や港の建物の色を統一(グレーや白)	○																		
		工作物	畑だった場所にソーラーパネルなどがあるが、 花畑などにして手入れをすべき			○															
	森林	蒲江浦の背景の緑を残すために木を切らない 名護屋湾付近の木の整備 天然記念物のアコウの木周辺を開発しない規制					○		○												
		愛宕山の桜並木の手入れ 波当津の松の虫害対策							○												
		深島の木が手入れされていないため、定期的に切る							○												
		<b>意見数(総数14票)</b>				<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	
	宇目地区	山岳	大規模な林道やお宮があるが整備が行き届いていおらず、登山者が迷ったりお宮が朽ちていたりしている	○					○												
森林		さとやま公園内の桜を「桜祭り」のために残す さとやま公園内の樹木を整備し、通行しやすくする 樹齢600年の杉は整地等の整備を行わず、かつ避雷針などで保護をすべき また、周辺の天然の木を切らないよう保護				○		○		(2)											
		宗太郎駅周辺の紅葉は人工林にしないよう手入れをしない 山桜やフジの周辺は最低限のインフラに抑える 山つつじは自然の状態に残すべき						○		○											
		河川	水ヶ谷周辺はボランティア活動で草刈りを行い整備すべき							○											
		町並み	小野市集落を守るため、小猿酒造を再生したい かみなかえ(すげ)集落の紅葉とイチヨウを多くの人に知ってほしい 八匹原公園からの小野市の風景を守るために高層建築物を建てない	○																	○
工作物		326橋の視点場整備を行うべき				○		○													
歴史遺物		集落毎に「つ氏神」があるが、朽ちる危険性があるお宮があり、整備すべき 鷹鳥屋神社までの道を整備するべき	○					○													
産業		産業廃棄物処理場がある																			
農業		高齢化により水田が荒廃し、農業で生活することが難しく、後継者が必要																		(2)	
林業		炭を作るための杉林は切ったままにせず、自然林は保護する								○											
<b>意見数(総数30票)</b>				<b>4</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5</b>		

①建築物の建築等 ②工作物の建設等 ③開発行為  
④土地の開墾 ⑤木竹の植栽又は伐採 ⑥さんごの採取 ⑦土石、廃棄物等の堆積 ⑧水面の埋め立て等 ⑨夜間の照明 ⑩火入れ

る景観要素に触れる機会が多い。そのため、森林に対する意見が多く挙がったと考えられる。

一方で、必須・選択届出対象行為のどちらにも該当しなかったが、小野市等の集落を守りたい・多くの人に知ってほしいといった意見や、後継者不足による農業の衰退に対する意見も挙がった。これらを維持するための、景観計画内での体制等を定めたほうが良いと考えられる。

宇目地区では、「その他」に対する提案を除く総数11件のうち、②「木竹の植栽又は伐採」に対する提案が4.4割と半数近く挙がった。また、人工林と自然林で異なった意見も挙がった。このことから、人工林と自然林に分けて、それぞれの行為規制を重点的に検討するべきであると考えられる。

### 3-6. 対象3地区における共通の行為規制の方針

①「建築物の建築等」では、「周囲の建築物の高さに合わせる」「高層建築物を建てない」等、「高さ」に関する意見が、城下町地区、宇目地区で挙がった。

また、「自然や周囲の建築物との統一感のある色に規制すべき」といった「色彩」に関する意見が城下町地区、蒲江地区で挙がった。

このことから、建築物の「高さ」と「色彩」についての行為規制を検討すべきである。

②「工作物の建設等」では、「ソーラーパネルや風力発電用の風車などの、発電用設備の設置」に関する意見が城下町地区、蒲江地区で挙がった。

このことから、発電用設備等の、自然景観を阻害し得る工作物に対しての行為規制を検討すべきである。

③「開発行為」では、「自然に関する景観の周辺は、最低限の開発であれば可」という意見が城下町地区、宇目地区で挙がった。

このことから、開発行為を行う際の、周辺環境への影響を抑えるための行為規制を検討すべきである。

②「木竹の植栽又は伐採」では、「森林を自然林として保護する」「剪定等の整備を行い人工林とする」という意見が全ての地区で挙がった。

このことから、人工林と自然林におけるそれぞれの行為規制について明確な基準を設けるべきである。

### 3-7. 対象3地区におけるそれぞれの行為規制の方針

城下町地区では、「道路の仕上げ」や「ブロック塀」「電柱、電線」等の工作物に関する意見が挙がった。このことから、工作物に対する行為規制を重点的に検討すべきである。

蒲江地区では、「湾や港でのゴミや漁具の放置」に対する罰則等を設ける提案が挙がった。この提案から、海や港の景観を維持していくための行為規制を検討すべきである。

宇目地区では、「集落ごとにある神宮や、鷹鳥屋神社が朽ちないよう整備を行うべき」、また「これらがある場所へ続く道等の整備を行うべき」という意見が挙がった。このことから、歴史的な建築物、またこれらの周辺環境を整備する行為規制を検討すべきである。

## 4 総括

本研究では、対象3地区において景観ワークショップを実施し、必要となる届出対象行為の項目や共通、個別の行為規制の方針について明らかにした。

まず、対象3地区において共通して意見が挙がった、必須届出対象行為の3項目と、選択届出対象行為の内の②「木竹の植栽又は伐採」が市全体で重点的に検討すべき項目であることが明らかとなった。

共通の行為規制の方針では、建築物の「高さ」や「色彩」、発電用設備等の工作物、道路整備、森林を自然林として残す場合と整備を行う場合の基準について、重点的に検討すべきであることが明らかとなった。

個別の行為規制の方針では、各地区で重点的に検討すべき事項に対する行為規制について、市民の意見を基に明らかにすることができた。

今後、これらのことを踏まえ、より具体的な景観形成の方針と、景観形成のための行為規制について明らかにする方針である。

#### 【補注】

注1) 2018年3月31日時点

注2) 城山と番匠川にはさまれた地域の地図

注3) 当該地区全体が入った地図

#### 【参考文献】

- 1) 国土交通省 景観法の施行状況 2018  
<http://www.mlit.go.jp/common/001251069.pdf>
- 2) 国土交通省都市・地域整備局都市計画課 景観法の概要 2005  
<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/keikan/pdf/keikanhou-gaiyou050901.pdf>
- 3) 宇目町史編纂委員会 宇目町史 1991

\*1 大分大学工学部福祉環境工学科

学部生

\*2 大分大学理工学部創生工学科

助教 博士(工学)

\*3 大分大学大学院工学研究科博士前期課程

大学院生

Undergraduate Student, Oita Univ.

Research Associate, Dept. of Architecture, Faculty of Eng. Oita Univ., Dr. Eng

Doctoral Course, Oita Univ.